

回答書

令和 7年 8月 20日

富士吉田市役所 議会事務局

工事(業務)名 : 議会用タブレット端末及び周辺機器一式リース

上記の工事(業務)について別紙の通り質疑を受けましたので、下記のとおり回答いたします。

回答

- ・1問目: 差し支えない。
- ・2問目: タブレット装飾品をリース化できない場合でも差し支えないが、請求については、初月の月額費用に合算することは認められない。
ただし、総額を60回分割し、毎月の月額費用に合算することでの対応は可能である。
- ・3問目: 協議可とする。
- ・4問目: 機器明細書外のアプリケーション/ソフトウェアの名称については、今後、別契約にて選定することとなるため、回答できない。
また、初期設定業務の詳細についても、同様の理由で開示できないが、アプリケーション/ソフトウェアの使用にあたって当然に必要となる設定については、含まれるものとする。
- ・5問目: 協議可とする。
- ・6問目: 必要なし。
- ・7問目: タッチペンについては、iPadの側面に取り付けて充電できることが仕様要件であるため、その機能が無い場合は同等品とは認められない。
タブレットケースについては、タッチペンをiPadの側面に取り付けて充電しながら使用、持ち運び対応できるようであれば同等品として承認する。
フィルム・バッテリーについては、同等品として承認する。